

シティプロモーション後方支援人材派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、シティプロモーション自治体等連絡協議会規約第1条の規定を達成すること目的に、シティプロモーションの推進に取り組む団体に対して、シティプロモーションを後方支援することができる人材（以下「人材」という。）を、申請のあった団体に派遣するための必要な事項を定める。

(派遣の対象)

第2条 人材の派遣の対象は、次の団体とする。

- (1) シティプロモーション自治体等連絡協議会に参加する団体
- (2) 国内においてシティプロモーションの推進に取り組む団体
- (3) その他団体

(派遣の申込)

第3条 人材の派遣を申し込む団体（以下「申込団体」という。）は、希望する派遣日の4週間前までに、シティプロモーション後方支援人材派遣申込書（様式第1号）をシティプロモーション自治体等連絡協議会に提出するものとする。

2 申込団体が人材の派遣を受けることができる時間は、1回あたり2時間以内とする。ただし、会長が必要と認める場合はこの限りではない。

(派遣の可否等)

第4条 会長は、前条第1項のシティプロモーション後方支援人材派遣申込書を受け取ったときは、速やかにその内容を審査し、申込内容に沿う人材を派遣する。ただし、申込団体への人材の派遣が適当でないとき、派遣を行わないものとする。

2 派遣の内容は、シティプロモーションに関する助言であり、講演や研修は受けないものとする。ただし、会長が必要と認める場合はこの限りではない。

(派遣の通知)

第5条 前条第1項の規定により人材の派遣を行うときは、申込団体に対しては、シティプロモーション後方支援人材派遣承諾書（様式第2号）により速やかに通知する。

2 前条第1項の規定により人材の派遣を行わないときは、申込者に対して、シティプロモーション後方支援人材派遣不承諾書（様式第3号）により速やかに通知する。

(派遣内容の変更及び取消し)

第6条 申込団体は、前条第1項のシティプロモーション後方支援人材派遣承諾書の記載事項に変更が生じたとき、または派遣の取消しを希望するときは、派遣を受ける日の3日前までに、会長にシティプロモーション後方支援人材派遣変更・取消届（様式第4号）を提出しなければならない。

2 申込団体は、前項の届出を行うことなく変更または取消しを行い、人材に対して著しく損害を与えたときは、派遣に係った費用（事前準備等）を負担しなければならない。ただし、正当な理由により、届出を行わなかった場合は、この限りでない。

(派遣費用)

第7条 人材の派遣費用は、次のとおりとする。ただし、旅費（交通費及び宿泊費）については、正会員、オブザーバー会員、その他ともに、実費分を申請団体が負担する。

(1) 正会員 年間2回までは無料とする。3回目以降は、オブザーバー会員に準じる。

(2) オブザーバー会員 1回あたり3万円とする。

(3) その他 1回あたり10万円とする。

2 オブザーバー会員及びその他は、半年に1回を限度とする。ただし、会長が必要と認める場合はこの限りではない。

(庶務)

第8条 シティプロモーション後方支援人材派遣に関する庶務は、事務局（株式会社JTB新宿第二事業部内）が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は事務局長が定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

平成29年11月28日から改訂施行する。

附則

平成30年4月1日から改訂施行する。(第7条及び第8条)